

平成30年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成30年2月13日（火）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志	2番 成島 誠
3番 大炊 三枝子	4番 中野 栄
5番 大井 栄一	6番 根本 博
7番 田村 星寿	8番 宮久保 勝
9番 三須 清一	10番 須藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

局長	渡辺 唯男
次長	成嶋 文夫
庶務係長	富塚 隆則
農地係長	鈴木 光一

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第3号 農地の使用貸借権の解約通知について

報告第4号 農地法第3条の規定による届出書について

三須清一会長 ただ今から平成 30 年第 2 回我孫子農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1 番 嶺岸勝志委員

2 番 成島誠委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。なお、整理番号 2 の申請件数が 2 件のため、申請件数は 8 件ですが、議案書の整理番号は 7 番までとなっています。

議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 1 件、再設定が 5 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 2 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号 1 から 5 までは所在地と譲受人が同一のため、合わせて説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の田 6 筆、合計面積は 2,196m²です。JR〇〇〇駅の北東約

3 km に位置しています。位置図は議案資料の 3、7、11、15、19、23 ページそれぞれとなります。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第 1 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 1 号整理番号 1 から 5 番について調査結果を報告します。譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約 63 アールです。農作業従事日数は本人、妻、子及び子の妻がそれぞれ年間 170 日です。トラクター、耕運機などを所有しています。

経営農地については効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 1 から 5 番を採決します。整理番号 1 から 5 番については同一事業であるため一括で採決します。一括で採決することにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 から 5 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 1 号整理番号 6 について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。整理番号 6 の説明をいたします。議案資料は

27 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 307m²です。J R 成田線〇〇駅の北西約 2 km に位置しています。位置図は議案資料の 29 ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第 1 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 1 号整理番号 6 番について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地が約 63 アールです。農作業従事日数は本人、妻、子及び子の妻がそれぞれ年間 170 日です。トラクター、耕運機などを所有しています。

経営農地については効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 6 番について採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 6 番は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 1 号整理番号 7 番について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。整理番号 7 番の説明をいたします。議案資料は 33 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 56m²です。JR〇〇〇駅の北西約 1 km に位置している市街化区域内の農地であります。位置図は議案資料の 35 ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第 1 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 1 号整理番号 7 番について調査結果を報告します。譲受人及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は借受地を含め、約 3.69 ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間 200 日、夫、夫の父及び夫の母がそれぞれ年間 365 日です。トラクター、コンバインなどを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 7 番を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 7 番は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があつ

たのでこの会の意見を求めます。提出日平成 30 年 2 月 13 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 39 ページから 47 ページまでとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目・畑一筆、面積は 204m²です。所在地は J R 〇〇〇駅の北東約 2.5km に位置しています。

資料 40 ページの事業計画書をご覧ください。計画では、同居の家族が増え、自動車の利用台数増加に伴い、駐車スペースを確保するため宅地の隣の自己所有地を駐車場として整備するものです。申請地の隣接の農地所有者は駐車場にすることを了承しているとのことです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 2 号について調査結果を報告します。申請人立会いの下、現地調査を行いました。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。申請地は平たんな農地となっており、現状地盤のまま整地して砂利敷きにするものです。目的の実現の確実性及び被害防除措置も妥当性があります。

以上のことから農地法第 4 条の許可要件は満たしており、第 1 調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、整理番号 2 については〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇〇委員には農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年2月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は48ページからとなります。新規の賃借権設定が1件、再設定が5件です。

整理番号1の設定農地は〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇地先の田4筆、合計面積は1万4,856m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号2の再設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は5,353m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者も〇〇〇〇在住の方です。賃借料は全面積に対しコシヒカリー等米〇〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号3の再設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は523m²です。借受者は〇市の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号4の再設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は4,657m²です。借受者は整理番号3と同じで、貸付者は〇〇市の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号5の再設定農地は〇〇〇地先の田7筆、合計面積は1万9,914m²です。借受者は〇〇市の農業者で、貸付者は〇〇在住の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号6の再設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・畑3筆、合計面積は980m²です。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇在住の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は3年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号1番の借受者の経営面積は借受地を含め、約7.73ヘクタールです。農業従事日数は本人及び母がそれぞれ年間250日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号2番の借受者の経営面積は借受地を含め、約5.69ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間250日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有し

ています。

整理番号3番及び4番の借受者の経営面積は借受地を含め、約10.69ヘクタールです。農業従事日数は本人及び妻が年間250日、子が200日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号5番の借受者の経営面積は借受地を含め、3.02ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間250日、父が300日、母が30日です。トラクター2台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号6番の借受者の経営面積は、借受地が約1.52ヘクタールです。農業従事日数は会員の延べ日数が250日で、管理機等を所有しており、トラクター等は借用しております。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから議案第3号整理番号1番から6番までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号の整理番号2番を除く1番及び3番から6番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号1番及び3番から6番を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1及び3番から6は原案どおり決定することとしました。

議案第3号の整理番号2番に対する質疑に入ります。

〇〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇委員、退室)

議案第3号の整理番号2番に対するご意見がある委員は挙手をお願いします。ございま

せんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第3号の整理番号2番を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号2番は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇〇委員が席に戻ったことを確認)

根本調査会長は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告は第1号から第4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計2件受理しました。転用目的・事由は整理番号1番が老人ホーム、整理番号2番が専用住宅及び共同住宅です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

続いて、報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。賃借権設定の解約があったので報告するものです。

続いて、報告第4号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理したことをご報告するものです。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成30年第2回総会を閉会いたします